

原告 豊商事株式会社

事実経過に関する主張対照表

日時	原告				被告		証拠	出典	
		原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠	出典	被告の主張・(被告の認否・反論)				
平成27年1月30日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(4)について) 平成27年1月30日に原告■と被告従業員■が四谷駅近くのカフェで面談したこと、その際被告従業員■が取引所為替手数料取引説明書(乙11)、「Yutaka24取引ガイド」(乙12)、「Yutaka24取引要綱」(乙13)、「重要事項説明書」(乙14)などを交付したこと、必要書類(乙3、乙14、乙2)をそれぞれ差し入れたことはそれぞれ認め、その余は不知ないし否認する。	乙11ないしZ1 4、乙2、乙3	原告ら第1準備書面第2の2(9頁)	原告らが被告の主張を示すものであり、被告が特に主張することはないと、その余を不知ないし否認するのであれば、否認する内容を主張すべきである。					
平成27年2月1日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(5)について) 原告■が、履歴事項全般説明書及び「金融先物取引指示書」(乙15)を交付したこととは認め、その余(時間及び場所)は不知(横溝的に今まものではない)。	Z15	原告ら第1準備書面第2の2(9及び10頁)	原告らが被告の主張を示すものであり、被告が特に主張することはないと、その余を不知ないし否認する。					
平成27年2月20日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(6)について) 平成27年2月20日、原告■と被告従業員■が新宿駅近くのカフェで会い、自己紹介カードと題する文書(乙16)を差し入れたことは認め、その余は否認する。原告■が「今後の作戦は自分で考えます。」と述べることはない。	Z16	原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	原告らは、「原告■が『今後の作戦は自分で考えます。』と述べることはないと主張するが、原告■は被告従業員■に対し、「原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と述べており、この発言も原告■自身の考え方に基づく作戦の意思表示である。					
平成27年2月23日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(7)について) 平成27年2月23日8時50分頃に、被告従業員■が、原告会社の代表電話に架電したことは認め、その余は不知ないし否認する。 原告■によると、担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問され、これを肯定する返答をしたのみで、通話時間は極めて短く、その後に原告■の理解を確認するような質問は行われていない。 また、Z17号証には、取引開始額として2000万円と記載されているが、原告■が取引開始額について2000万円と回答した記憶はない(質問を受けた記憶もない)。	Z17	原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	否認する。原告らが主張する「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問された」は事実ではない。 実際の訴外■の確認事項と確認方法を以下で示す。 ①今回、ご提出いただきました「口座開設申込書兼お客様カード」や「重要事項説明書」につきましても、お取引の仕組みや重要事項については十分にご理解をいただいているということですが、間違いはございませんでしょうか? ②あらためてご説明申し上げますと、Yutaka24は東京金融取引所の為替証拠金取引ですのでレバレッジの高い証拠金取引独特のリスクのある取引になっております。相場の変動によりましては元本欠損や元本超過損失が発生する恐れがあります。この点に關しましてはご理解いただいておりますでしょうか? ③今回のお取引に際して、■様が取引指示者も兼任されるということですので、仕組みとリスクの部分を確認させていただきます。Yutaka24には「追加証拠金制度」いわゆる「追証制度」がございますが、この点のご理解はいたしておりますでしょうか? ご確認の意味でご質問させていただきますが、追加証拠金が発生した場合の対応期限が何時までかご存知でしょうか? ④これとは別に、「ロスカット制度」があることもご理解いただいておりますでしょうか? こちらもご確認の意味でご質問させていただきますが、ロスカットの判定は物証拠金が必要証拠金の何%を割り込んだ時がご存知でしょうか? ⑤そして、売買手数料が1取引単位当たり片道最大972円消費税込でかかるとともに、ご理解いただいておりますでしょうか? ⑥確認の意味で簡単なご説明を補足で申し上げますと、実際に追加証拠金が必要になった状況におきまして、■様が銀行など金融機関で追加証拠金の二入金のお手続き中、または二入金確認後におきましても、ボジションに進行する急激な相場変動がござりますと、せっかくご入金のお手続きをいただいていても、先にロスカットが発生して、すべてのポジションが決済されてしまうことがあります。 また、実際の外国為替市場は24時間休みなく動いておりますが、Yutaka24は取引所の取引ですので、取引がお休みになる時間帯がございます。この時間帯に実際の相場が大きく変動した場合、取引再開時の値段でいきなりロスカットがかかるだけではなく、証拠金状況によっては、健てによる元本超過損失が発生するような可能性もございますので、資金的にも時間的にも十分に余裕を持たれたお取引をしていただきますようよろしくお願ひいたします。 ■様、ここまで内容はよろしいでしょうか? ⑦今度は、私どもの方の話ですが、営業担当者がやってはいけない行為、禁止行為といったものがございます。先々の事が100%わかる者はおりません、「必ず上がります、絶対儲かります」といった説明などを「断定的判断の提供」と申しますが、これはもちろん禁止されております。又利益の保証や損失補償なども一切できません。こういった、禁止された行為の約束など、担当の■との間で、ございませんでしたか? ⑧お取引の結果につきましては、当然のことながら、最終的に■様のご判断、自己責任になるということは十分ご理解いただけておりますでしょうか? ⑨統計までお手続きの方になりますが、このまま進めてまいりますと、取引指示者の■様の二本人確認のご住所へ簡易書留により挨拶状を発送させていただき、お受け取りを確認させていただいた翌営業日以降に、簡易書留にてお取引をご使用いただく専用のID・パスワードや弊社にお預け申さない限りの銀行の口座番号、お取引限度額、お客様サポートデスクのフリーコールの電話番号などを御社のご登記ご住所まで郵送させていただきます。そちらをお受け取りいただきの上御社からの初回の二入金を弊社で確認させていただいた後には、お取引はいつでも可能となります。 ⑩また、こちらすべての取引は、取引指示者の■様ご自身の操作でパソコンまたは携帯電話などからインターネットを通じてお取引をしていただくことになりますがインターネットやメールを使うといった端末の基本的な操作の方は特に問題ないとは存じますが、それでよろしいでしょうか? なお、お聞きいたいているとは存じますが、端末の故障などを含めまして、■様の御注文を弊社の社員が代わって発注することはできませんのでご注意いただきます様お願いいたします。 以上の質問事項に對して原告■は、①間違い②理解している③理解している17時と回答④理解している50%と回答⑤理解している⑥はい⑦約束はない⑧理解している⑨理解した⑩問題ありませんと回答した。 原告らは、「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問されたことから、これを肯定する返答をした」と主張するが失当であることは明らかである。		被告第4準備書面(7)第2段落について(11頁)			
平成27年8月11日	平成27年8月11日に200万円を送金し、同日から原告会社名義でも外国為替証拠金取引が行われるようになった。	訴状第4の4(20及び21頁)	原告■は被告従業員■に対し、「原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と伝えており、原告ら自身の判断で200万円を送金し取引を開始したのである。						
平成27年8月11日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(8)について) 平成27年8月11日、原告会社が200万円を預託したことは認め、その余は否認する。 原告■は被告従業員■に対し、原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない旨を伝えており、被告従業員■もこれを受けて平成27年8月になるまで勧誘の電話を架けてこなかったから口座開設から取引開始までの空白期間が空いているに過ぎず、原告■が取引開始のタイミングを計っていたわけではない。	原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	否認する。原告らは、訴外■に對して「売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と自身の判断で夏前には取引を行わない意思を表明しているのであり、口座開設から取引開始までの空白期間が空いている理由は原告自身の意思に基づくものであることは明らかであり、原告らの取引開始のタイミングを訴外■の架電であるとの主張は極めて失当である。						
平成27年8月11日以後	平成27年8月11日以後、原告■及び原告会社の両名義で並行して外国為替証拠金取引が行われているが、原告■は、どちらの名義でどのような取引(入力)をするかについては、専ら被告従業員■の指示に従っていた。 原告会社の取引についても、豪ドル/円、トルコリラ/円、米ドル/円及びポンド/円について、複数銘柄の取引が同時並行で行われた。	訴状第4の4(21頁)	「平成27年8月11日以後は、原告■及び原告会社の両名義で並行して外国為替証拠金取引が行われている」との主張については認めるが、訴外■が池袋支店に異動して訴外■に変わった担当課長になったのは平成27年10月1日である。原告会社の取引開始から1年間(平成27年8月11日から平成28年8月10日)において、訴外■の金融商品営業日誌(乙第48号証)の架電記録には平成28年1月18日発信、3月31日受信、5月25日発信、7月20日発信、7月21日発信、7月26日発信、併せて6月分(発信は5日)の記載がある。 しかしながら、同期間において原告■の発注件数及び発注日数は、「43件(32日)」(乙第54号証)、及び原告会社の発注件数は「43件(32日)」(乙第56号証)である。原告らの原告■は、どちらの名義でどのような取引(入力)をするかについては、専ら被告従業員■の指示に従っていた」との主張は失当であることが明らかである。	乙第48号証、乙第54号証及び乙第56号証	被告第1準備書面第9頁				

原告
被告 豊商事株式会社

事実経過に関する主張対照表

日時	原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠	出典	被告の主張・(被告の認否・反論)	証拠	出典				
平成28年10月7日	(被告第1準備書面、4商品先物取引(3)について) 平成28年10月7日午前8時20分頃に、被告従業員■■■が、原告会社に架電したことは認め、その余は知らないと否認する。原告■■■は、担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問され、これを肯定する返答をしたのみで、通話時間は極めて短く、その他に理解を確認するような質問は行われていない。		原告ら第1準備書面第2の4(13頁)	原告らが主張する「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問された」とは事実ではない。 実際の訴外■■■の確認事項と確認方法を以下で示す。 恐れ入ります。豊商事と申します。■■■社長いらっしゃいますか? 私の、豊商事 コンプライアンス部の■■■と申します。お世話になります。 この度は当社、商品先物通常取引をご検討いただき、ありがとうございました。 ①この確認の電話が終りまして、書類などの審査が終了した後で、約定書という契約書を書いていただきますと、契約が成立いたします。よろしいでしょうか? ②この度、■■■様よりお預かりしております書類の中には詳細な個人情報も含まれております。その取扱いについては十分注意いたします。ご安心ください。 ③ご記入いただきました「お客様カード」につきまして記載内容は訂正等ございませんでしょうか? ④この度、会社としてお申込みいただいておりますが、■■■様が指示者となって■■■の注文を出されるとのことでお間違いないですか? ⑤資本金1億円、とお書きいただいていることがあります。お間違いないでしょうか? ⑥ご質問させていただきたいたのですが、このお取引での「投資可能資金額」を■■■様が設定され、ご記入いただいているのですが、いくらとご記入されたか覚えていらっしゃいますか? ⑦次に投資経験につきまして、■■■様法人として、商品先物取引はご経験されていないとのことでお間違いですか? ⑧商品先物取引は初めてということなので、当社でお取引を始めるにあたって初めの3か月間は投資できる証拠金の上限を先ほどの「投資可能資金額」の3分の1の範囲内(5,000万円の3分の1です)で約1,660万円に制限をさせていただき、より慎重なお取引をお願いしております。よろしいでしょうか? ⑨担当課長の■■■から「契約締結前交付書面」や「事前説明書」をお客様にお渡しして内容についてのご説明があったと思います。担当の説明は十分だったでしょうか? ⑩商品先物取引は総代金での取引ではなく、商品の総代金の数パーセント程度の証拠金を使ったお取引になります。現物取引に比べ、資金効率がいい反面、リスクも高くなることも再度、ご確認いただい必要があります。特に「通常取引」はレバレッジ効果も非常に高い取引になります。(例えば金1kg450万円相当を取引するのに必要な証拠金は9万円で取引することができます。同じ資金で多くの取引をすることができますが、先ほど述べた通り資金効率がいい反面、思わぬ損失が膨らむ可能性もあります。また、ロスカット制度もないため、相場が予想に反して大きく動いた場合には投資資金を上回る損失が発生する可能性もあります。また、一部の商品を除いては取引には期限があり、最長でも1年以上はポジションを持つことができません。投資資金の大半を建玉に使うのではなく、余裕をもったお取引をお願いいたします)。 ⑪担当から「お取引の期限」や「通知日」、「サーキットブレークルール」についてご説明はありましたでしょうか? 一定の変動幅を超えて上昇または下落した注文が対等した場合、取引を30秒間中断してから立ち合いを再開するというもので、投資家に冷静になる時間を与えることを目的としたものです。 ⑫「無断売買」お客様に黙って営業マンがお客様の計算で売買を行うこと、「一任売買」お客様から銘柄、数量、タイミングなどを営業マンに任せて取引をお願いすること。「仕切拒否」決済してほしい旨を営業マンに伝えるも何とか理由をつけて決済を拒むこと。 「断定的判断の提供」必ず儲かります。絶対上がりります。などとすること。これら禁止された行為など担当者との間でございませんでしたでしょうか? ⑬お取引の結果につきましては、当然のことながら、最終的にお客様自身の判断、自己の責任になるということは十分ご理解いただけでありますでしょうか? ⑭気にはいけない提案等が担当者からあった場合には、きっぱりとお断りください。 ⑮次に、「報告書」についてです。ご注文が成立いたしますと報告書が発行されます。また、3か月に一度は残高報告書が発行されます。必ず内容をご確認いただき、ご回答をお願いいたします。以上のこと気になることがございましたら、本社「お客様相談窓口」までご連絡ください。既にお渡ししております「契約締結前交付書面」や「事前説明書」の裏面に電話番号が記載されています。 一度ご確認いただければと思います。 ⑯次に、「相場が予想に反して逆方向に動いた場合の対応方法」についてです。いくつかの対処方法があることがご理解いただけたと思います。日々の立会終了時点で預かり証拠金に値洗損益金を差し引きした金額が必要証拠金を下回って不足が発生した場合、建玉を決済するか、あるいは不足額を預託していただける建玉を維持して取引を継続するかどうかの選択をしなければなりません。 例 預り証拠金150,000円+値洗損益金-100,000円=必要証拠金90,000円=不足金40,000円 【不足額を入金で対応する場合】 不足額が発生した場合の対応期限、不足額を預託する場合いつまでにご入金しなければならないかお答えいただけますか? 【決済で対応】 入金対応せずに不足額が解消する水準まで建玉を決済し、損を確定することも可能です。 お客様と連絡が取れない場合には当社の不足請求額が発生しない状況まで建玉を処分します。(決済の権限が当社に移行します)。 【両建てについて】 また、同じ商品の「買い」と「売り」のポジションを同時に持つ「両建て」という相場手法も説明があつたと思います。「買い」を決済する「売り注文」ではなく、新たに売りポジションを建てて「売り」を同時に持つことで、相場が上がつても下がつても一時に損益を固定できるという手法です。しかし、その後、当初の戻戻通りに相場が動いても利益を追求することができないというデメリットがあります。また、新たな建玉には手数料もかかりますので建玉や落玉をする際にはより慎重な対応が必要になります。 ⑰次に「立会時間」についてです。 「日中取引」と「夜間取引」があります。日中取引は8:45から15:15までになります。 夜間取引は16:30から翌朝5:30になりますが、電話による注文受付時間は10:50までになっています。19時以後、変更や取り消しはできませんのでご注意ください。また、日にちを指定した指値注文も出することができます。 ⑱次に「取引の目的」についての確認です。「お客様カード」で元本欠損又は元本を上回る損失のおそれがある取引を行う意向がある」とお答えいただいています。 この取引は商品によっては将来の現物の受け渡しも可能ですが、差金決済を中心とした資産運用でも考えられているということでお間違いですか? 以上の質問事項に対して原告■■■は、「①はい②はい③特にない④間違いない⑤間違いない⑥5,000万円と回答⑦間違いない⑧理解した⑨しっかり説明してくれた⑩理解している⑪聞いている⑫無かった⑬当然です⑭承知した⑮理解している、翌営業日の正午までと回答⑯理解した⑰間違いない」と回答した。 原告らは、「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問されたことから、これを肯定する返答をした」と主張するが失当であることは明らかである。		原告ら第1準備書面第2の4(12頁)	原告らが被告の主張を認めるとするものであり、被告が特に主張することはない。			被告第4準備書面(3)第2段落について(18頁)
平成28年10月20日	(被告第1準備書面、4商品先物取引(4)について) 認める。									

事実経過に関する主張対照表

日時	原告			被告	証拠	出典
		原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠			
平成28年10月20日 から平成28年11月2 日まで	平成28年10月20日に商品先物取引が開始すると、同年11月2日までの14日間で、金又は金銀日の買玉が合計265枚(約定代金にして約1億7143万円)購入されているが、同年11月4日には金銀日の売玉が80枚差てられて直ぐに両建て状態に陥り、その後取引終了直前までの間、常時両建て状態のまま頻繁に売買が繰り返されている(訴状別紙8の4参照)。		訴状第4の5 (22頁)	本件取引について「常時両建て」状態であったことが具体的に主張されてから被告の主張を示すこととするが、原告らの提出した訴状別紙8の1~4は日付が等間隔になっておらず、グラフを見る者に誤りを生ぜしめるもので、日付が等間隔のものを提出するよう求める。		
平成28年10月28日 以降	(被告第1準備書面、3原告と原告会社の株価指数証拠金取引(6)について) 記載。原告は株価指数証拠金取引について何らの知識、経験もなく、また興味もなく、単に被告従業員から上記のとおり開設をした方がよいと提案されたことから開設したのみであり、被告従業員から同取引については具体的な勧説がなかったことから、取引が行われていないのである。この点から見ても、原告は被告従業員からの勧説がなければ、自ら取引を行わない者であることが見て取れる。		原告ら第1準備書面第2の3(12頁)	原告らの主張については否認する。訴外■や訴外■は日経225の取引を何度も実験したが、原告らの判断で取引を開始しなかったのである。原告らはYutaka24取引の経験から投機取引を十分に理解していたからこそ、「連玉するタイミング」が如何に重要かを熟知していたのであり、「被告従業員からの勧説がなければ、自ら取引を行わない者」ではない。		
平成28年10月以降	平成28年10月以降、原告の外国為替証拠金取引、原告会社の外国為替証拠金取引及び原告会社の商品先物取引が並行して取引が行われるようになり、その銘柄も米ドル／円、トルコリラ／円及び金銀日と複数の銘柄が同時に並行して取引された。また、そのいずれの取引についても、どのような注文を行うのかについては、被告従業員から原告に具体的な指示が行われていた。		訴状第4の5 (22頁)	第1文については認め、第2文については「被告従業員」が不明であるが、否認する。		
平成30年4月	平成30年4月、被告従業員は原告に対し「金よりも白金が動き始めた」等と告げて、新たに白金の取引を開始するよう提案した。原告会社は被告従業員に従い、平成30年4月18日から白金の取引(買玉)を開始したが、白金についても同年4月27日には白金限日の売玉を越てるよう動かされたことにより、両建て状態に陥っている。		訴状第4の5 (22頁)	「被告従業員」が不明であるが、原告会社が平成30年4月18日に白金の取引を開始したことは認め、その余は否認する。		
平成30年8月10日 から平成30年9月10日	平成30年8月10日、トルコリラの暴落を要因で原告会社の外国為替証拠金取引がロスカットで終了した。原告はそれ以後、原告会社の商品先物取引及び原告の外国為替証拠金取引の新規取引を行うことなく、同年9月10日に全ての取引を終了した。		訴状第4の6 (22及び23頁)	認める。		被告第1準備書面11頁の第1段落について
取引終了以降	原告は、頻繁に取引の勧説が行われたことや、何度も追加入金の要請が行われたことから、金融の専門家が素人を調て手数料稼ぎをしていたのではないかと疑問を持つようになり、被告の会社名をインターネットで検索したところ、同じような被害を訴えている事例があることを目にしたことから、原告代理人弁護士らに法律相談を行い、損害賠償請求を依頼した。		訴状第4の6 (23頁)	不知。		被告第1準備書面11頁の第2段落について

[外国為替証拠金取引]

[商品先物取引]

[外国為替証拠金取引 及び 商品先物取引 両方の取引にかかる記載]

[株価指数証拠金取引(取引がなかった)]

これは正本である。

令和3年3月23日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 林

克行